

令和4年3月11日(金)

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

河川敷に悪質な不法投棄を発見しました。  
警察と協力して原因者特定に努めます。

3月5日(土)仙台市太白区東大野田地内、3月10日(木)  
名取市高館熊野堂地内の名取川河川敷において、家屋廃材の  
投棄を発見しました。

警察と立会いし、警告看板の設置と巡視を強化します。

発見日時	3月5日(土)14時00分頃(一般の利用者が発見)(太白区大野田) 3月10日(木)9時00分頃(工事業者が発見)(名取市高館熊野堂)
発見場所	3月5日 宮城県仙台市太白区東大野田地内 (名取川左岸:7.0k付近) 3月10日 宮城県名取市高館熊野堂地内 (名取川右岸11.2k付近)
投棄物品	たたみ6枚、便器などの石膏ボード等 約9㎡(太白区大野田) 石膏ボード、壁材など 約7.13㎡(名取市)
現地立会	仙台南警察署、岩沼警察署と実施 令和4年3月10日(木)
投棄防止対策	不法投棄の情報看板設置
その他	2箇所とも前日の巡視では不法投棄は発見されませんでした。

今後も、河川巡視等により発見した悪質な違法行為に  
対しては、関係機関と協力し、原因者の特定に努めてい  
きます。

不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に  
違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

「河川法」<sup>カセソホウ</sup>・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金<sup>エン</sup>  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」・・・5年以下の懲役又は  
1000万以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)

発表記者会:宮城県政記者会、東北専門記者会

お問い合わせ先



国土交通省

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

TEL 022(248)4131(代表)

せき ひろあき

河川管理課長

関 浩明 (内線331)

なんば いくお

名取川出張所長

難波 郁夫 TEL)022-248-2249

令和4年3月5日(土)不法投棄位置図(仙台市太白区東大野田地内)



出典:地理院地図に河川・道路情報等を追記して掲載

# 令和4年3月10日(木)名取川右岸11.2k付近 不法投棄 位置図



出典:地理院地図に河川・道路情報等を追記して掲載